景観協定・都市景観協定

地域の住民、事業者が魅力あふれた美しい街にするため、協定を締結し、まちづくりのルールを定めている地区があります。

本市では、現在、景観法に基づく景観協定が 2 地区で、都市景観条例に基づく都市景観協定が 2 地区で締結されています。

協定では、地区ごとにまちづくりのルールを定めています。これらの地区内で建築物・工作物の新築、広告物の新設等を行う場合には、協定の運営団体の事務局で事前協議を行う必要があります。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧いただき、各連絡先へお尋ねください。

名駅三丁目地区景観協定

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「名駅三丁目地区景観協定」と検索してください。

那古野一丁目地区景観協定

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「那古野一丁目地区景観協定」と検索してください。

錦三丁目地区都市景観協定

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「錦三丁目地区都市景観協定」と検索してください。

住吉通都市景観協定

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「住吉通都市景観協定」と検索してください。

景観法に基づく届出制度のあらまし

景観まちづくり

建築物・工作物等

はじめに

都市景観は、その都市に生活する市民の文化をもっとも端的に表現するものであり、すぐれた都市景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせます。

本市では、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年に都市景観条例を制定し、これに基づき都市景観の創造・保全に関する各種施策を実施してきました。

平成 16 年 6 月には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、これまで実施してきた都市景観に関する施策を踏まえ、良好な景観の形成を目指すためのより効果的な制度として、平成 19 年 3 月に景観法に基づく景観計画を策定しました。

景観計画では、計画対象区域をはじめ、良好な景観を形成するための方針、建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定めており、都市景観条例と一体となって運用されています。

お問い合わせ 名古屋市住宅都市局都市計画部 ウォーカブル・景観推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2732 / FAX 052-972-4485
メールアドレス a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

景観計画区域

景観計画区域は、名古屋市全域です。

景観計画区域内で**大規模建築物**、**大規模工作物**の建築行為等を行う場合及び、**都市景観形成地区**内で建築行為等を行う場合は、景観法第 16 条に基づく行為の届出が必要です。

- 大規模建築物
- 大規模工作物
- 都市景観形成地区内での建築行為等

→ 景観法第 16 条に基づく行為の届出

大規模建築物・大規模工作物

大規模建築物

・高さが 31m を超える建築物
（共同住宅（店舗付共同住宅等を含む）のうち、敷地の過半の指定容積率が 500%以上で、その敷地面積が 500 ㎡未満のものは除外）

・延べ面積が 10,000 ㎡を超える建築物
（店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は、延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物が対象）

大規模工作物

・地上からの高さが 31m を超える工作物

・敷地の用に供する土地の面積が 10,000 ㎡を超える工作物

・地上からの高さが 5m を超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物

・幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物

名古屋城眺望景観保全エリア

名古屋城眺望景観保全エリア内で大規模建築物、大規模工作物の建築行為等を行う場合は、全市共通の基準に加え、高さや形態意匠に関する制限が適用されます。

都市景観形成地区の区域図

都市景観形成地区（8地区）

特に良好な景観の形成をすすめる地区として次の 8 地区を指定しており、全ての建築物、工作物が対象となります。

- 久屋大通地区
- 名古屋駅地区
- 築地地区
- 白壁・主税・橦木地区
- 広小路・大津通地区
- 四谷・山手通地区
- 今池地区
- 四間道地区

※スケールは目安です。

＊「大規模建築物・工作物」、「名古屋城眺望景観保全エリア」、「都市景観形成地区」において適用される景観形成基準等は、各パンフレットをご覧ください。

＊新築・新設以外に増築・改築、外観の変更の場合にも届出が必要です。届出の対象については、4・5 ページをご覧ください。

届出対象となる行為（建築物）

区　分	大規模建築物等の届出	都市景観形成地区の届出
新築 ・ 移転	次に該当する建築物（以下「大規模建築物」という。） ■ 高さが 31m を超える建築物 ＊共同住宅（店舗付共同住宅等を含む）のうち、敷地の過半の指定容積率が 500%以上で、その敷地面積が 500 ㎡未満のものは除外 ■ 延べ面積が 10,000 ㎡を超える建築物 ＊店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は、延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物	次に該当しない建築物 ■ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
増築 ・ 改築	次に該当する建築物 ■ 増改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1、又は 10,000 ㎡（店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は 3,000 ㎡）を超える大規模建築物 ■ 増改築することにより、大規模建築物に該当することとなる建築物	次に該当しない建築物 ■ 増改築をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えないもの ■ 増改築をする部分が都市景観形成地区外のみで、増改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の 2 分の 1 を超えないもの
外観の変更を伴う修繕 ・ 模様替 ・ 色彩の変更	次に該当する建築物 ■ 修繕等をする部分の面積のいずれかが、当該修繕等をする外壁の面積の 10 分の 1 を超える大規模建築物	次に該当しない建築物 ■ 修繕等をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えない、又は都市景観形成地区外のみのもの ■ 修繕等をする外壁の面積が 10 ㎡以下のもの
届出対象 除外行為	■ 通常の管理行為、軽易な行為（景観法施行令第 8 条） ■ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ■ 景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為　など	

届出対象となる行為（工作物・土地の形質の変更）

区　分	大規模建築物等の届出	都市景観形成地区の届出
新設 ・ 移転	次に該当する工作物（以下「大規模工作物」という。） ■ 地上からの高さが 31m を超える工作物 ＊建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、その高さが 10m を超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が 31m を超える工作物 ■ 敷地の用に供する土地の面積が 10,000 ㎡を超える工作物 ■ 地上からの高さが 5m を超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物 ■ 幅員が 15m を超え、又はその延長が 30m を超える橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物	次に該当しない工作物 ■ 都市景観形成地区内の道路から見えないもの
増築 ・ 改築	次に該当する工作物 ■ 大規模工作物 ■ 増改築することにより、大規模工作物に該当することとなる工作物	次に該当しない工作物 ■ 増改築をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えない、又は都市景観形成地区外のみのもの
外観の変更を伴う修繕 ・ 模様替 ・ 色彩の変更	次に該当する工作物 ■ 大規模工作物	次に該当しない工作物 ■ 修繕等をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えない、又は都市景観形成地区外のみのもの ■ 修繕等をする部分の面積が 10 ㎡以下のもの
届出対象 除外行為	■ 通常の管理行為、軽易な行為（景観法施行令第 8 条） ■ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ■ 景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為　など	

土地の形質の変更

■ 四谷・山手通都市景観形成地区内での土地の形質の変更（面積が 10 ㎡以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5m を超えるのりを生じる切土、又は盛土を伴わないものを除く）

届出等に関する手続きの流れ

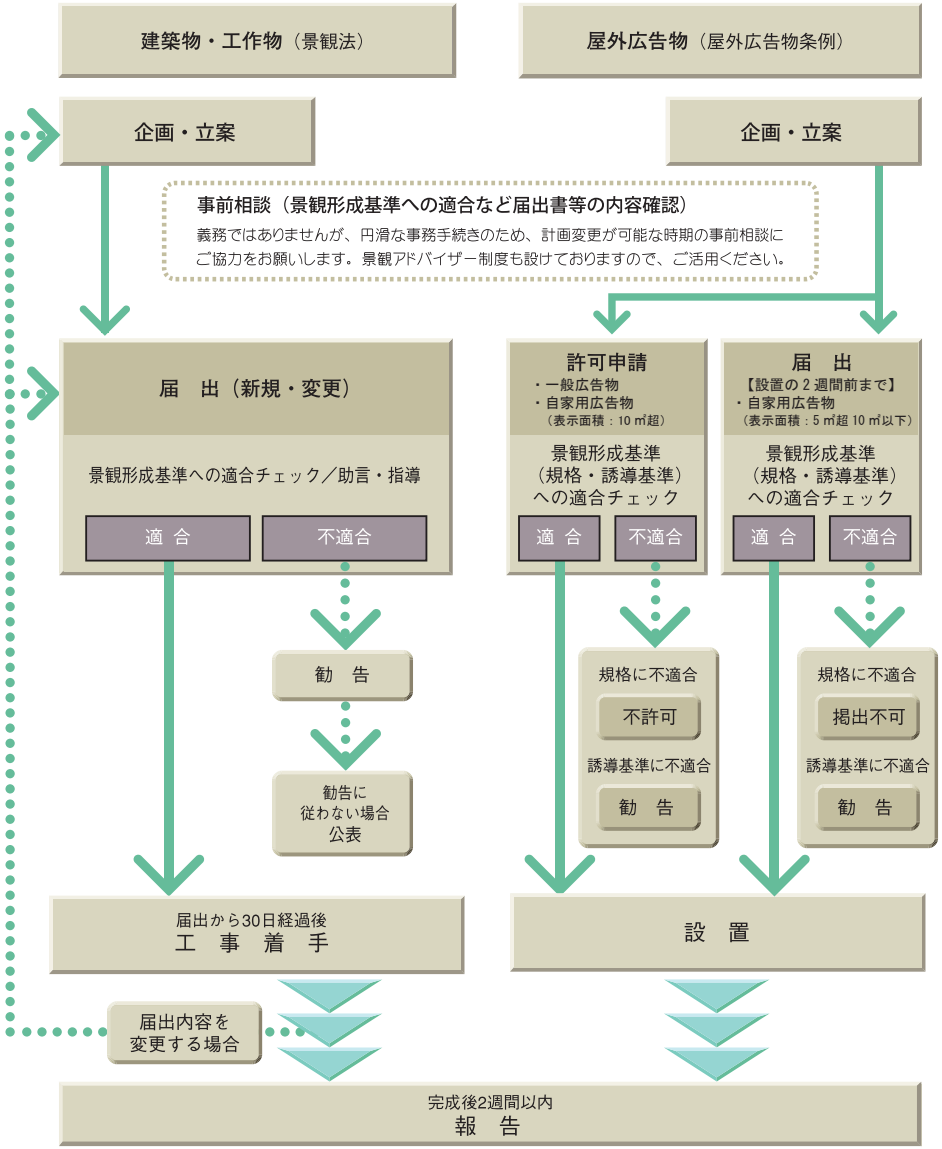

※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。

景観法に基づく行為の届出に必要な書類（A4 サイズに折って提出）

書　類		明示すべき事項	事前相談	届出
届 出 書（変更届出書）		押印不要。事前相談の場合は事前相談概要書を添付（様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード＊）	1部	2部
景観配慮事項説明書		（様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード＊）		
現況写真		敷地及び周辺状況（隣接建築物など）が把握できるカラー写真を数枚		
図面	位 置 図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況		
	配 置 図	敷地の境界及び敷地内における建築物・工作物の位置 ・外構仕上げ（植栽、舗装、塀・フェンス、附属施設等）を記入（外構図、植栽図等は別添でも結構です） ・隣接建築物の位置		
	平 面 図	各階の間取り及び用途（建築物） ・各階の床面積を表示するか、面積表を添付 ・屋根伏図を添付 主要部分の材料の種別（工作物） ・各部分の大きさがわかる寸法等を記入		
	立 面 図	仕上げ方法及び色彩 ・4 面の立面図を添付し、2 面以上は着色 ・仕上げ方法を記入するか、仕上げ表を添付 ・色彩はマンセル値を記入し、色見本や写真を貼り付けるなど実際の色がわかるよう明示 ・高さを記入（高さが記入された断面図でも結構です） ・附属施設等の立面図を添付		
	完成予想図（パース）	建築物・工作物及びその周辺状況 ・着色のもの ・添付できない場合は、立面図 4 面を着色		

完了後に提出する書類

完了報告書	押印不要（様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード＊）	1部
完成写真	・建築物等の外観及び敷地内の状況（植栽、駐車場等の外構部分）がわかるカラー写真を数枚 ・完了報告書に記載する工事完了日以降に撮影したもの ・撮影年月日を記入	

＊様式のダウンロード
トップページ ▶ 事業向け情報 ▶ 都市計画・建築 ▶ 景観法（建築物・工作物）▶ 景観法に基づく行為の届出の様式

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法　様式」と検索してください。
景観法　様式　サイト内検索